

東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和元年9月10日付31都環公地温第924号
(改定) 令和2年5月25日付2都環公地温第404号
(改定) 令和2年8月28日付2都環公地温第1107号
(改定) 令和3年5月27日付3都環公地温第415号
(改定) 令和4年1月14日付3都環公地温第2268号
(改定) 令和4年3月31日付3都環公地温第2950号
(改定) 令和4年6月21日付4都環公地温第687号

(目的)

第1条 この要綱は、東京ゼロエミ住宅導入促進事業実施要綱（令和元年6月21日付31環地地第127号。以下「実施要綱」という。）第5三の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、実施要綱及び東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号。以下「認証要綱」という。）において使用する用語の例によるものとする。

(助成対象)

第3条 助成対象とする住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次の一から三までの各号のいずれにも該当するものとする。ただし、東京ゼロエミ住宅指針（令和4年2月2日付3環地環第204号改正以降のもの。以下「住宅指針」という。）に定める水準が1である戸建の請負型規格住宅にあっては、一から三までに加えて四にも該当するものとする。

- 一 令和4年4月1日以降に工事に着工したこと。
 - 二 認証要綱第18条第1項に基づき認証審査機関から東京ゼロエミ住宅認証書の交付を受けたものであること。
 - 三 単位住戸及び共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）の床面積の合計が2,000m²未満のこと。
 - 四 実施要綱第42一に規定する者（以下「建築主」という。）が第6条に基づき本助成金を申請する前年度において建設した戸建の請負型規格住宅の戸数が300戸未満である建設工事事業者が建設したものであること。
- 2 前項の助成対象住宅に太陽光発電システムを設置する場合にあっては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該太陽光発電システムについても本助成金の交付対象とする。

- 一 住宅指針第4に定める基準に適合すること。
 - 二 発電出力50kW未満で、かつ、未使用のものであること。
- 3 第1項の助成対象住宅に蓄電池システムを設置する場合にあっては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該蓄電池システムについても本助成金の交付対象とする。
- 一 環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象製品として登録されていること。
 - 二 未使用品であり、かつ、蓄電容量1kWh当たりの機器費が200,000円以下であること。
 - 三 当該蓄電池システムにより供給される電気を、助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用すること。

(助成対象者)

第4条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4-2に規定する者であって、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

(助成金額)

第5条 助成金額は、実施要綱第4-3に規定する交付額であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。この場合において、実施要綱第4-3-1から3までに規定する各交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、公社が別に定める交付申請の受付期間内に、助成金交付申請書（別記第1号様式）及び別表第1に掲げる書類（以下「助成金交付申請書等」という。）を公社に提出しなくてはならない。

2 前項の規定による申請において、実施要綱第4-2-2に規定する者（以下「リース事業者」という。）が交付申請者となる場合にあっては、リース事業者は、当該助成対象器機を設置する助成対象住宅の建築主と共同で申請しなければならない。

3 リース事業者は、第9条第1項、第13条第1項、第15条、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第22条第3項及び第24条第4項の規定に基づき、各申請書等を公社に提出する場合についても、建築主と共同で手続を行わなければならない。

(交付申請の受理)

第7条 前条の規定による本助成金の交付申請の受付期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、公社は当該複数の申請について抽選を行い、公社の予算の範囲内で受理するものを決定し、交付申請者に対して抽選の結果を通知する。
- 4 公社は、前2項の規定により助成金交付申請書等が受理され、第9条の交付申請追加書類の提出を行うことができる者に対し、交付申請書を受理した旨を通知する。
- 5 提出された助成金交付申請書等は、返却しない。

(確認済証の交付等)

第8条 交付申請者のうち建築主は、前条第4項に規定する受理した旨の通知日以降に、当該助成対象住宅について建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する確認済証の交付を受けるものとする（認証要綱（令和4年1月28日付3環地環第194号改正以降のもの）第9条に基づき設計確認審査を申請するものであって、令和4年8月31日までに第6条の交付申請を行うものを除く。）。

(交付申請追加書類の提出)

第9条 第7条第4項に規定する受理した旨の通知を受けた交付申請者は、公社が別に定める交付申請追加書類提出期間内に、交付申請に係る追加書類として別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 2 前項の期間内に交付申請に係る追加書類の提出がなかった場合は、当該交付申請は取り下げられたものとする。

(手続代行者)

第10条 交付申請者、第7条第4項に規定する受理した旨の通知を受けた交付申請者又は次条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける者（以下「助成事業者」という。）は第6条、第9条第1項、第13条第1項、第15条、第16条第1項若しくは第2項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第22条第3項の規定による交付申請に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができる。

- 2 前項の規定により依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、第4条の各号に該当しない者であることとする。
- 3 手續代行者は、依頼を受けた手続について誠意をもって実施するものとする。
- 4 手續代行者は、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際に、申請や手続に関する同意事項や注意事項について、交付申請者又は助成事業者に対し

て適切に説明し、内容について確認を得た上で実施するものとする。

- 5 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。

(助成金の交付決定)

第 11 条 公社は、第 9 条の規定により交付申請追加書類の提出を受けた場合は、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は第 9 条に規定する交付申請追加書類の提出をした交付申請者に対し、第 1 項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書(別記第 2 号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(別記第 3 号様式)により通知する。

(交付の条件)

第 12 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、助成事業者に対し、交付の条件として次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 助成事業者は、この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業(前条第 3 項の規定により、本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。)により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理すること。
- 二 助成事業者は、公社が本事業の目的を達成するために現地調査等を行う場合はこれに協力するとともに、公社が必要な資料及び情報を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に提供すること。
- 三 助成事業者は、助成対象経費について本助成金以外に国(助成対象住宅並びに助成対象住宅と一体的に助成される太陽光発電システム及び蓄電池システムに対するものに限る。)、都、公社又は都の補助金の交付を受け補助金交付事業を行う者から、本事業と事業目的及び対象を同一とする助成金等を受給しないこと。
- 四 助成事業者が住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)であり、第三者に販売することを目的としている場合にあっては、助成事業者は、第三者に販売する際に、当該住宅は本助成金の交付を受けたものであることを書面により提示すること。
- 五 リース事業者が、助成金の交付対象となる太陽光発電システム及び蓄電池システム(以下「助成対象機器」という。)を設置する場合にあっては、当該リース等の契約において本助成金に相当する額の減額がなされていること。
- 六 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、前各号のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。
- 2 助成事業者のうち、国及び地方公共団体の出資又は出えんの比率が 50% を超える法人に

については、交付の条件として、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 助成事業の完了後、助成事業の成果を検証するために必要な情報について、都又は公社から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。
- 二 助成事業及びその他住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発について、都又は公社から要請があった場合には、実施しなければならない。
- 3 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前2項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

(申請の撤回)

第13条 助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第11条第3項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、助成金交付申請撤回届出書（別記第4号様式）を公社に提出し、交付申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第14条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 公社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業者情報の変更に伴う届出)

第15条 助成事業者は、個人にあっては住所等、法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書（別記第5号様式）を提出すること。

(一般承継による助成事業者の地位の承継)

第16条 相続、法人の合併又は分割（以下「一般承継」という。）により助成事業者の地位の承継があった場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者」という。）は、一般承継による助成事業者の地位承継届出書（別記第6号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 助成事業者（建築主に限る。）が、助成対象住宅の建築基準法第7条第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付日から10年を経過した後に地位の承継を行おうとする場合
 - 二 助成事業者（助成対象機器のリース事業者に限る。）が、助成対象機器を設置する助成対象住宅の検査済証の交付日から別表第3に定める助成対象機器の種類ごとの処分制限期間を経過した後に地位の承継を行おうとする場合
- 2 一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「辞退者」という。）は、一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書（別記第7号様式）を公社に提出しなければならない。
 - 3 公社は、第20条に基づき本助成金が支払われる前に前項の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
 - 4 公社は、第20条に基づき本助成金が支払われた後に第2項の申請を受けたときは、辞退者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準（平成26年4月1日付26都環総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
 - 5 辞退者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 6 公社は、前項の規定により辞退者から算出金の納付を受けたときは、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
 - 7 公社は、第1項の届出書を受理したときは、その内容を都に報告するものとする。
 - 8 公社は、第3項及び第6項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 9 公社が第1項の届出書を受理した場合、この要綱上「助成事業者」とあるのは「一般承継事業者」と読み替えて、各規定を適用する。

（契約等による助成事業者の地位の承継）

第17条 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（別記第10号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 助成事業者（住宅供給事業者に限る。）が、検査済証の交付日以降に助成対象住宅を販売することにより地位の承継を行おうとする場合
 - 二 助成事業者（建築主に限る。）が、助成対象住宅の検査済証の交付日から10年を経過した後に地位の承継を行おうとする場合
 - 三 助成事業者（助成対象機器のリース事業者に限る。）が助成対象機器を設置する助成対象住宅の検査済証の交付日から別表第3に定める助成対象機器の種類ごとの処分制限期間を経過した後に地位の承継を行おうとする場合
- 2 公社は、前項の申請を受けたときは、地位の承継の承認又は不承認を決定し、契約等による助成事業者の地位承継（承認・不承認）通知書（別記第11号様式）により、申請者に

通知するものとする。

- 3 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 第2項において、公社が契約等による助成事業者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等により助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）に移転するものとし、この要綱上「助成事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。
- 5 助成事業者（住宅供給事業者に限る。）が助成対象住宅の検査済証の交付日から10年以内に助成対象住宅を販売した場合、本助成金の交付に伴う全ての義務は当該住宅を購入した所有者に移転するものとする。

（助成事業の廃止）

- 第18条 助成事業者は、助成事業をその完了前に廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（別記第12号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該届出書に係る助成事業の廃止を承認する。
 - 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 4 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

（実績の報告）

- 第19条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、次に掲げる日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（別記第14号様式）及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- 一 検査済証の交付日又は認証要綱第18条第1項に規定する東京ゼロエミ住宅認証書の交付日のいずれか遅い日から180日を経過する日
 - 二 令和8年9月30日
- 2 前項の規定による提出について、天災地変その他交付申請者の責に帰すことができないと公社が認める場合は、公社が認める期限までに行うものとする。

（助成金額の確定及び助成金の交付）

- 第20条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第11条第1項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金確定通知書（別記第15号様式）により当該助成事業者に通知し、本助成金を支払うものとする。

（財産の管理）

- 第21条 助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改

善に係る措置をとらなければならない。

(財産の処分)

第 22 条 助成事業者は、助成対象住宅の検査済証の交付日から 10 年以内に、助成事業により取得した助成対象住宅の取り壊し、住宅以外への用途変更等の助成対象住宅等の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は破棄することをいい、助成事業者の地位を移転しないものをいう。以下同じ。)をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならぬ。

- 2 助成事業者は、助成対象機器を設置した助成対象住宅の検査済証の交付日から、別表第 3 に定める対象機器の種類ごとの処分制限期間内に、助成事業により取得した助成対象機器の処分をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。
- 3 助成事業者は、前 2 項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書(別記第 16 号様式)を公社に提出するものとする。
- 4 公社は、第 20 条に基づき本助成金が支払われる前において、前項の申請を受けた場合は、処分を承認し、速やかに助成事業者に承認を通知するものとする。
- 5 公社は、第 20 条に基づき本助成金が支払われた後において、第 3 項の申請を受けたときは、助成事業者に対し、算出金を請求するものとする。
- 6 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 公社は、前項の規定により助成事業者から算出金が納付されたときは、処分を承認し、速やかに当該助成事業者にその旨を通知するものとする。
- 8 公社は、前項の規定による処分の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第 23 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 11 条第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により本助成金の交付の決定を受けたとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又はこの要綱に基づく公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 助成事業者(法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 3 公社は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該取消しに係る助成事業者に通知するものとする。

(本助成金の返還)

第24条 公社は、第14条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、助成事業者に対し、期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該助成金の額が、第5条に定める額並びに第6条及び第9条の規定による交付申請において申請した額を超えたことが判明した場合は、助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前2項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期限までに、当該助成金を公社に納付しなければならない。
- 4 助成事業者は、前項の規定により本助成金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（別記第21号様式）を提出しなければならない。
- 5 前項の規定は、次条第2項の規定による違約加算金及び第26条第2項の規定による延滞金を納付した場合に準用する。

(違約加算金)

第25条 公社は、第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、公社が指定する期限までにこれを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第26条 公社は、助成事業者に対し、第24条第1項又は第2項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、公社が指定する期限までにこれを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第27条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

(助成事業の経理)

第28条 助成事業者は、助成事業の経理について、その收支を明確にした証拠の書類を整備

しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類を第 19 条第 1 項に規定する助成事業実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から第 22 条第 1 項及び第 2 項に規定する財産の処分の期間まで保存しておかなければならぬ。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りではない。

(調査等)

第 29 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第 30 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 31 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。
- 3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(その他)

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、公社が別に定める。

- 2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、この要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則（令和元年 9 月 10 日付 31 都環公地温第 924 号）

(施行期日)

この要綱は、令和元年 9 月 10 日から施行する。

附 則(令和2年5月25日付2都環公地温第404号)
(施行期日)
この要綱は、令和2年5月25日から施行する。
ただし、第19条第1項第1号の規定は令和元年9月10日から適用する。

附 則(令和2年8月28日付2都環公地温第1107号)
(施行期日)
この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附 則(令和3年5月27日付3都環公地温第415号)
(施行期日)
1 この要綱は、令和3年5月27日から施行する。
(経過措置)
2 令和3年3月31日までに旧要綱（令和元年9月10日付31都環公地温第924号による制定から令和2年8月28日付2都環公地温第1107号による改正までの全ての東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱をいう。）第6条の事前申請をした交付申請者への本助成金の交付に係る東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年1月14日付3都環公地温第2268号)
(施行期日)
1 この要綱は、令和4年1月14日から施行する。
(経過措置)
2 令和3年12月31日までに令和3年5月27日付3都環公地温第415号による改正後の東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱第6条の助成金の交付申請をした交付申請者にあっては、第19条第1項に規定する助成事業者の実績の報告について、同項第2号中「令和5年3月31日」とあるのは「令和4年9月30日」と読み替えて適用する。

附 則(令和4年3月31日付3都環公地温第2950号)
(施行期日)
この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則（令和4年6月21日付4都環公地温第687号）
1 この要綱は、令和4年6月21日から施行する。
2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までに、令和元年9月10日付31都環公地温第924号による制定から令和2年8月28日付2都環公地温第1107号による改正までの全ての東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱第6条の事前申請がなされた住宅及び令和3年4月1日からこの要綱の施行日の前日までに令和3年5月27日付3都環公地温第415号による改正から令和4年3月31日付3都環公地温第2950号による改正までの全

ての東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱第6条の助成金の交付申請がなされた住宅に係る助成金の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

	書類の種類	備考
1	交付申請受理通知用郵便はがき	送付先を記載すること。 私製はがきの場合は切手を貼付すること。
2	工事請負契約書（写）	建築主が自ら住宅の建築を行わない場合
3	事業計画書（写）	建築主が自ら住宅の建築を行う場合
4	交付申請者本人確認書類	個人申請の場合
5	交付申請者実在証明書類	法人申請の場合
6	リース事業者実在証明書類	助成対象機器がリースの場合
7	その他公社が必要と認める書類	

別表第2（第9条関係）

	書類の種類	備考
1	確認済証（写）	
2	東京ゼロエミ住宅設計確認書（写）	
3	交付要件等確認書兼誓約書	
4	交付申請者本人確認書類	個人申請で建築主が複数いる場合
5	交付申請者実在証明書類	法人申請で建築主が複数いる場合
6	手続代行に関する誓約書	手続代行がいる場合のみ
7	リース事業者誓約書	助成対象機器がリースの場合
8	蓄電池システム費用内訳書	助成対象住宅に蓄電池システムを設置し、助成を受ける申請者のみ
9	その他公社が必要と認める書類	

別表第3（第16条、第17条、第22条関係）

	対象機器の種類	処分制限期間
1	太陽光発電システム	10年
2	蓄電池システム	6年

別表第4（第19条関係）

	書類の種類	備考
1	検査済証（写）	
2	東京ゼロエミ住宅認証書（写）	
3	設置機器のリース等の契約 証明書類	助成対象機器がリースの場合

4	蓄電池システムの設置を確認できる書類	助成対象住宅に蓄電池システムを設置し、助成を受ける申請者のみ
5	設置した蓄電池システムの機器費を確認できる書類	助成対象住宅に蓄電池システムを設置し、助成を受ける申請者のみ
6	住宅供給事業者が第三者に販売する際に当該住宅が本助成金の交付を受けたものであると提示する書面	住宅供給事業者の場合のみ 販売時のパンフレット等
7	その他公社が必要と認める書類	

別記様式

	名称
別記第 1 号様式	助成金交付申請書
別記第 2 号様式	助成金交付決定通知書
別記第 3 号様式	助成金不交付決定通知書
別記第 4 号様式	助成金交付申請撤回届出書
別記第 5 号様式	助成事業者情報の変更届出書
別記第 6 号様式	一般承継による助成事業者の地位承継届出書
別記第 7 号様式	一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書
別記第 8 号様式	一般承継による助成事業者の地位承継辞退承認決定通知書
別記第 9 号様式	一般承継による助成事業者の地位承継辞退に係る納付額通知書
別記第 10 号様式	契約等による助成事業者の地位承継承認申請書
別記第 11 号様式	契約等による助成事業者の地位承継（承認・不承認）決定通知書
別記第 12 号様式	助成事業廃止届出書
別記第 13 号様式	助成事業廃止承認決定通知書
別記第 14 号様式	助成事業実績報告書兼助成金交付請求書
別記第 15 号様式	助成金確定通知書
別記第 16 号様式	取得財産等処分承認申請書
別記第 17 号様式	取得財産等処分承認決定通知書
別記第 18 号様式	取得財産等処分に係る納付額通知書
別記第 19 号様式	助成金交付決定取消通知書
別記第 20 号様式	助成金返還請求通知書
別記第 21 号様式	助成金返還報告書